

リンダ・シルバーマン「ダイムラー対バウマン事件連邦最高裁判決：新時代を迎えたアメリカの国際裁判管轄ルール」

Linda Silberman, Daimler AG v. Bauman: A New Era for Judicial Jurisdiction in the United States, 16 Yearbook of Private International Law 217-235 (2014/2015); New York University Public Law and Legal Theory Working Papers. 522

道 垣 内 正 人 (早稲田大学教授)

連邦最高裁は2014年のDaimler AG v. Bauman, 134 S. Ct. 746 (2014)において、国際裁判管轄を認める範囲を厳しく制限する判断を示した。すなわち、被告とされた外国親会社のアメリカ子会社が州との密接な関係を有していても、当該外国親会社に対する州の裁判管轄権を及ぼすことはできないと判断した。

この事件は、ドイツ法人であるダイムラー社Yのアルゼンチン子会社Aに雇用されていたアルゼンチン在住の原告Xらは、Aにより同国内で人権侵害を受けたと主張して、Yに対してカリフォルニア州で提訴したものである。Yはデラウェア州法人の完全子会社Bを有しており、Bがカリフォルニア州でAの自動車を販売するビジネスを行っていることを根拠にして、Yに対する管轄権を及ぼすことはできるかが問題となった。

第一審では管轄なしとされたが、控訴審では、BはYの分身(alter ego)とはいえないけれども、Bが、BがなければY自身が類似の活動を行う必要がある程度にYにとって重要な活動をしており、かつ、YはBの業務を支配していることを認め、BはYの代理(agency)ということができるとして、一審判決を覆し、管轄を認めた。

連邦最高裁は、まず、控訴審裁判所が依拠した代理テストは、ある会社が子会社等を通じてビジネスを行っている以上、その子会社がなければ自身で行っていたであろうと推定されるのは当然であって、テストして機能しないと判示した。そして、一般管轄(日本法でいえば普通裁判籍)が認められるためには、法人の場合、設立地又は主たる営業地(principal place of business)である場合が原則であり、子会社が州内で継続的かつ系統的(continuous and systematic)事業を営んでいるというだけでは足りず、子会社の活動が当該州を外国親会社の設立地又は主たる営業地と同旨できる程度のものでなければならぬと判示した。外国会社が被告となっている場合には、国際礼让への配慮が必要であることにも言及した。そして、これを本件に当てはめ、Bのカリフォルニア州での活動は同州をYの主たる営業地とする程のものではないと判断し、控訴審判決を覆し、Yに対する国際裁判管轄を否定した。

本判決についてシルバーマン・ニューヨーク大学ロースクール教授は、まず、これまでのアメリカにおける国際裁判管轄の判例を簡潔にとりまとめた上で、本判決を分析し、一般管轄について今後課題となると思われる点を分析している。

アメリカの裁判所は、被告が継続的かつ系統的事業を営んでおり、それにより一定の利益を上げている外国会社は、訴えを提起された際に外国会社であることを盾に管轄から逃れることを許さないとの考え方にに基づき、**doing business** に基づく一般管轄を認めてきた。しかし、連邦最高裁は **Goodyear Dunlop Tires Operations, S.A. v. Brown**, 131 S. Ct. 2780 (2011)において、州内における被告の活動がその州を被告の設立地又は主たる営業地とする程度に本拠地(at home)である場合にのみ一般管轄を認めると判示していたところ、本判決は、被告の子会社が州内で活動している場合について、同様の条件を満たす必要があると判示したのであって、**Goodyear** 判決の延長線上にあるものである評価している。

シルバーマン教授は、外国会社が州内で継続的かつ系統的事業を営んでいればその **doing business** に基づく一般管轄が認められ、アメリカと無関係な事件でも原告に一般に有利であると考えられているアメリカでの提訴を選択するというフォーラム・ショッピングを認め、当該外国会社に対する管轄を肯定してきた過去の判例と決別した本判決に賛成し、これにより、アメリカの管轄ルールはヨーロッパの考え方に接近することになったとしている。そして、本判決の影響は様々に及ぶであろうとし、たとえば、州の領域内での送達ができれば管轄を認めてよいとする **tag jurisdiction** のルールの維持は困難となるのではないかと予想している。他方、本判決により一般管轄が認められにくくなったことに対応するため、州内での活動から生じた請求であるとの認定を緩やかに認めることで特別管轄を認める方向に裁判所が進む可能性や、連邦議会でもここ数年審議されている **Foreign Manufacturers Legal Accountability Act** (アメリカに製品を輸出している事業者にアメリカ国内での送達受領代理人の指定を義務付けること等を規定) という法案の成立に向けた動きが強まる可能性を指摘している。

アメリカでビジネスをしている日本企業にとって、アメリカ以外の国で生じた事案であっても、アメリカでの **doing business** を理由に管轄を肯定されるリスクにさらされてきたが、2014年の **Daimler** 判決によりそのリスクはなくなった。もっとも、シルバーマン教授が指摘するように、管轄を広げようとする側からの巻き返しも予想されるところであり、その動向を注視していく必要があるだろう。